(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁並びに高島市役所及び木之本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十二年二月十七日
　　農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　島根県鹿足郡吉賀町柿木村椛谷六七〇の二一、六七〇の二九、六七〇の三八
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百五号

　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。
　平成二十二年二月十七日
　　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称
　株式会社東日本住宅評価センター
二　住所
　横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号

○関東地方整備局告示第二十八号

　次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十二年二月十七日から三十日間一般の縦覧に供する。
　平成二十二年二月十七日
　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　中部横断自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐久市長土呂字下宮原一〇五八番一地先から同市長土呂字上宮原八九四番一まで	前	最小　七五・〇六メートル 最大　七七・四五メートル	〇・一七七キロメートル
	後	最小　五八・七八メートル 最大　七七・四五メートル	〇・一七七
小諸市大字和田字釜田三一番一地先から同市大字御影新田字釜田原二三一番二地先まで	前	最小　八二・一四メートル 最大　三二・五六メートル	〇・二二一
	後	最小　五五・三六メートル 最大　一六・三〇メートル	〇・二二一

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○中部地方整備局告示第十八号

　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
　平成二十二年二月十七日
　　中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号
　中部地方整備局長　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人愛知県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	渡邉　僚史、松原　辰樹、川口　千景、北山　直樹、竹内　悦雄、丸谷　勇治、青木喜久夫、新髙　克司、羽田野剛一、兼氏　康博、松井　強、後藤　義孝

(2)　変更年月日
　平成二十二年二月十五日

○四国地方整備局告示第十号

　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。
　平成二十二年二月十七日
　　四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号
　四国地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社　愛媛建築住宅センター
三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	愛媛県西条市神拝甲二百七十六番地四
変更後	愛媛県西条市大町千四百十二番地二

(2)　変更年月日
　平成二十一年十二月二十二日